4.3 緑地の配置方針

緑の将来像実現のための緑の配置に係る各ゾーン及び各ベルトの基本方針を整理します。

(1)「やま」ゾーン

≪緑の配置に係る基本的考え方≫

自然に恵まれた「やま」の緑は、伊勢原市の都市環境保全やシンボル景観など、 重要な役割を有しており、恒久的な保全を目指します。

また、大山及び日向観光などをはじめ、市民の自然体験や森づくりなど、自然度の高い緑とのふれあいの創出を目指します。

≪緑の配置に係る基本方針≫

〇 森林の総量の確保

・丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園及び大山・日向自然環境保全地域 とその周辺に広がる保安林は、伊勢原市の根幹をなす緑の基盤であり、また シンボル的景観として重要な役割を有しています。このため恒久的な保全を 図り、永続的に森林の総量を確保します。

〇 観光振興と連携する森づくり

- ・大山・日向を中心とする恵まれた自然環境と歴史文化資源の保全・活用を図 り、観光振興と連携した森づくりを推進します。
- ・鈴川や日向川の親水性を向上させ、清冽な水辺やその河畔に広がる河川緑地 での自然体験を促進し、自然に恵まれたエコツーリズムの観光地を形成しま す。

○ 山の緑とのふれあいネットワークの充実

・大山や日向、聖峰等では、登山道や散策路の整備、大山道の学術的な研究等により山の緑とのふれあいネットワークの充実を図ります。ネットワークは、阿夫利神社や大友皇子の墓、日向薬師、キャンプ場、日向ふれあい学習センターなどの既存施設や点在する文化財等を活用し、自然とふれあえる余暇空間の形成を図ります。

(2)「おか」ゾーン

≪緑の配置に係る基本的考え方≫

自然の緑と集落地の緑が調和する「おか」の緑は、「やま」の緑を「まち」につなぐ重要な役割を有し、豊かな農村文化と身近な動植物に恵まれた里山環境を形成しています。これらの里山環境を構成する緑の保全・育成を推進し、魅力ある地域の創造を目指します。

また、県立いせはら塔の山緑地公園や第二東名自動車道、国道246号バイパス(厚木秦野道路)の整備においては、豊かな里山環境と調和した土地利用を図るとともに、周辺の自然環境への影響を軽減する緑地等の整備を目指します。

≪緑の配置に係る基本方針≫

〇 里山環境を構成する緑の保全・育成

- ・樹林地や農地、水路の水辺など、里山環境を構成する緑の保全と、身近な動植物等に恵まれた自然環境の保全を図るとともに、市民活動のふれあいの場としての里山保全と利用を進め、環境に配慮した整備を行います。
- ・史跡などの文化財、境内林やその周辺の樹林地など、地域にゆかりのある緑の 保全・育成を図ります。

O 自然と結びついた大規模な緑地公園の整備

- ・伊勢原市総合運動公園は、その立地特性を生かし、緑の中に位置する多様な 都市の基幹的レクリエーション施設としての充実を図ります。
- ・県立いせはら塔の山緑地公園は、フィールドミュージアムなど自然環境と共生できる公園として整備を図ります。

〇 里山環境と調和する新たな緑地軸の形成

・第二東名自動車道や国道246号バイパス(厚木秦野道路)を新たな緑地軸として位置づけ、土地利用や景観に関する基準整備等により都市環境に必要な緑化誘導を図ります。また、インターチェンジ等の交通島や道路法面は、ビオトープ等により自然環境の復元の場として位置づけます。さらに、第二東名自動車道では、高架下・環境施設帯等の空間について、公園緑地機能を配置して地域との融合を図るとともに、道路整備残地や法面を利用した緑地帯等により、都市環境への配慮及び里山環境と調和した緑の回復を推進します。

(3)「まち」ゾーン

≪緑の配置に係る基本的考え方≫

緑の量的不足の著しい中心市街地において、重点的に公共施設等の緑化推進を図り、都市の顔に相応しい緑を創出するとともに、緑のプロムナードや住区基幹公園の整備、民有地の緑化誘導により緑の面的な展開を図り、花と緑に溢れた「まち」を目指します。

また、子どもたちの身近な自然とのふれあいの場として、市街地に残る樹林地の 保全を図り、生態系の回廊形成を目指します。

≪緑の配置に係る基本方針≫

〇 伊勢原駅周辺地区等の重点的な緑化の推進

・伊勢原市の顔となる伊勢原駅周辺地区及び行政センター地区において、公共施設等の緑化を中心に、商業・業務地の緑化や公園緑地の整備等、重点的な緑の配置を目指します。

〇 「おか」や「さと」に連なる緑のプロムナードの形成

・「まち」の中の緑の連続性を確保するため、主要道路における街路樹等は、 景観に配慮した植樹の適正化等、道路環境に応じた緑化に努め、緑のネット ワークを形成します。さらに、沿道の未利用地や道路余地等を活用した緑地 やポケットパークなどを配置します。また、県管理道路等においては、沿道 緑化等への配慮を求めていきます。

〇 「まち」に残存する樹林地の保全

- 伊勢原駅周辺の市街地を包むように残存する樹林地のネットワーク化を図り、 市街地における緑の回廊を形成します。
- ・史跡などの文化財、境内林やその周辺の樹林地などの地域にゆかりのある緑は、 地域における核として保全・育成を図ります。

○ 生産緑地等の保全・活用

- ・市街地周辺の緑地や農地等は、都市における貴重なオープンスペースとして保 全・活用し、身近な緑とのふれあいの場として位置づけます。
- ・市街化区域内農地は、『伊勢原市生産緑地地区指定方針』に基づき、生産緑地地区指定を進めるとともに、市民農園などの活用を図ります。

〇 住区基幹公園の整備・改善

- ・開発に関する条例化や現況土地利用の転換などの機会を捉え、誘致圏を満たすように、住区基幹公園の配置を推進します。
- ・子どもの身近な遊び場づくりとして、利用状況や立地環境に即した機能性、快 適性を確保するため、既設公園の遊具等の計画的な改良・改善を推進します。
- ・既設公園を活用し、規模や地域特性に応じて防災機能を発揮できるよう、計画 的な改良・改善を図ります。

〇 緑豊かな街角形成

- ・住区の中心的存在である小学校の校庭などを公園緑地機能として位置づけます。
- ・公民館などの公共公益施設の敷地内緑化を推進します。
- ・広幅員の歩道部や交差点部、道路余地等の空間を利用して、花壇や花木の植 栽を行い、緑豊かな美しい街角を形成します。

〇 民有地の緑化誘導

- ・民有地の接道部分における生垣化などの緑化誘導を推進します。
- ・潤いのある住環境の整備に向け、緑地協定の導入や緑化地域の指定、地区計画等により、緑に関する基準の整備を推進し、民有地の緑の増加や質の向上及び景観形成を図ります。

(4)「さと」ゾーン

≪緑の配置に係る基本的考え方≫

「さと」の緑の大部分を占める農地は、良好な緑として保全し、市民とのふれあい空間としての利用を目指します。特に小川や水路は、子どもの自然体験や散策路としての活用を目指します。

集落地の樹木などの緑は、樹林地の少ない「さと」では貴重な存在であることから、その保全を目指します。また、集落地では、身近な遊び場や憩いの場の創出を目指します。

≪緑の配置に係る基本方針≫

〇 農地とのふれあい空間形成

・市街地周辺の農地や集落地周辺の農地は、圃場周囲での花づくりや景観作物の 栽培、市民農園など、農地とのふれあい空間として位置づけます。

〇 小川や水路の親水性及び多自然性の向上

- ・小川などの水辺を、水生生物などの生息環境として位置づけ、水遊びやザリガ ニ釣りなど、子どもの自然体験の場を創出します。
- ・農業用水路などの水辺では、護岸の親水性や多自然性を向上させ、水生生物の 観察や四季の花木が香る散策路の整備に努めます。

〇 集落地の緑の保全

- ・史跡などの文化財、境内林やその周辺の樹林地などの地域にゆかりのある緑を、 集落地の緑の核として保全・育成を図ります。
- ・集落地に多く見られる生垣などの身近な緑を保全・育成します。

○ 集落地における「憩いの場」の整備

・公園緑地機能が不足している「さと」地区では、集落地内のオープンスペース や集落地周辺において、地域特性を活かした身近な遊び場や憩いの場を創出し ます。

(5)「歌川・渋田川」ベルト

≪緑の配置に係る基本的考え方≫

各ゾーンを結ぶ緑の主軸形成を目指します。そのために、歌川・渋田川の散策路整備を行うとともに、長期計画として将来的な河川改修整備時にあたっては、親水整備や多自然整備等に努めるなど、水辺の回廊形成のための配慮を求めていきます。また、第二東名自動車道の高架下・環境施設帯等の空間を利用した公園緑地整備や土地区画整理事業地における公園の適正配置、日向街道の緑化を行います。

特に、伊勢原市総合運動公園や市民の森ふじやま公園、丸山城址公園等は、公園機能を連携させて緑のレクリエーション拠点の形成を目指します。また、「おか」と「まち」との結節機能を強化させます。

≪緑の配置に係る基本方針≫

○ 「歌川・渋田川」水辺の回廊の形成

- ・河川管理用通路を利用した散策路は、水辺のふれあい空間として位置づけます。
- ・河川等の水辺は、緑の連続性を創出する軸として位置づけ、河川空間と連動 した水辺の背景となる河川緑地づくりや花づくりを推進し、緑の軸を強化しま す。

〇 都市公園の連携によるレクリエーション拠点の形成

・伊勢原市総合運動公園と市民の森ふじやま公園、丸山城址公園は、散策路に より結びつきを強化し、都市的レクリエーション拠点として位置づけます。

第二東名自動車道を利用した公園緑地整備

・第二東名自動車道は、有効利用の可能な高架下・環境施設帯等の空間について、地域コミュニティの維持等に配慮した公園緑地機能の配置を行います。

〇 土地区画整理事業による新たな緑の創出

- ・成瀬第二特定土地区画整理事業により適正に公園緑地を配置します。
- ・歌川沿いの特性を生かし、川沿いに緑道を配置します。

〇 日向街道の沿道緑化

・日向街道は「まち」と「やま」「おか」を結ぶ伊勢原市の歴史軸としての魅力を、沿道地域の緑地保全や緑化推進により向上させます。また、県管理道路等においては、沿道緑化等への配慮を求めていきます。

(6)「鈴川」ベルト

≪緑の配置に係る基本的考え方≫

各ゾーンを結ぶ緑の主軸形成を目指します。

鈴川の河川改修整備にあたっては、親水整備や多自然整備等に努めるなど、水辺の回廊形成のための配慮を求めていきます。また、河畔林の保全・創出、大山街道の緑化を行います。

県立いせはら塔の山緑地公園との緑の連続性に配慮し、鈴川工業団地の緑化推進を図るとともに、終末処理場周辺の環境に配慮した、多様な活動が可能な広場機能が充実した都市公園の整備を進めます。また、鈴川工業団地内にある市ノ坪公園と鈴川公園は、公園機能を分担・連携させ、緑の保全・創出による「おか」、「まち」、「さと」との結節機能を強化させます。

≪緑の配置に係る基本方針≫

〇 「鈴川」水辺の回廊の形成

- ・河川改修整備にあたっては、管理用通路を利用した散策路の位置づけや多自 然整備等に努めるなど、水辺のふれあい空間の形成のための配慮を求めてい きます。
- ・水循環や水辺の生態系に配慮し、治水上支障のない範囲内で水辺の背景となる 河畔林の保全・創出を図るなど、河川等の水辺の連続性による緑の軸形成を図 ります。

〇 緑の結節機能の強化

- ・鈴川工業団地では、都市環境の保全や防災の観点から緑化推進を図り、ビオトープなどにより自然と共生する緑豊かな工業地域を目指し、「おか」と「まち」との結節機能を強化します。
- ・市ノ坪公園及び鈴川公園は、結節機能を強化する核として捉え、公園機能を 分担・連携して緑の保全・創出を図ります。
- ・終末処理場敷地内の緑化に努めるとともに、周辺地域の緑地環境の向上を図る上から処理場南側に公園緑地機能の配置を行います。

〇 第二東名自動車道を利用した公園緑地整備

・第二東名自動車道は、有効利用の可能な高架下・環境施設帯等の空間について、地域コミュニティの維持等に配慮した公園緑地機能の配置を行います。

〇 大山街道の沿道緑化

・大山街道は「まち」と「やま」「おか」を結ぶ伊勢原市の歴史軸としての魅力 を、沿道地域の緑地保全や緑化推進により向上させます。また、県管理道路等 においては、沿道緑化等への配慮を求めていきます。

4.4 都市公園等の整備及び緑地確保の方針

「4.3 緑地の配置方針」に基づき、良好な都市環境の形成及び緑の役割を踏まえ、「やま」「おか」「まち」「さと」を結ぶ緑のネットワーク形成が図られるよう、都市公園等の整備及び緑地確保の方針を示します。

(1) 都市公園等の整備方針

新規都市公園等の整備については、土地利用の転換などの機会を捉え、市域全体のバランスに配慮した、適正な配置及び計画的な整備を推進するとともに、既設公園においては、 遊具等の公園機能及び防災機能の計画的な改良・改善を推進します。

また、公園等の維持管理については、積極的な市民協働を推進します。

①整備目標量

都市公園(県立公園含む)の整備目標(目標年次:平成34年)は、市域全体(都市計画区域)で85.0 h a (市民一人当たり8.0 ㎡/人)、市街化区域で30 h a (市民一人当たり3.5 ㎡/人)とし、現況の倍増を目指します。

• 街区公園

街区公園は、主に市街化区域及びその周辺で徒歩利用を前提とした身近な公園として、 適正に配置することを目指します。新規整備にあたっては、公共的用地の未利用地の転換 や開発に伴う提供公園を街区公園として位置づけるなど、整備促進を図ります。

• 近隣公園

近隣公園は、身近な自然とのふれあいの場や多様なレクリエーション利用を前提とした公園として、近隣住区の単位でもある小学校区に1ヵ所を目指し、不足地域への配置を検討します。整備にあたっては、生産緑地地区の指定解除や土地利用転換の機会及び公共用地等の再利用などを捉えていくとともに、新規整備が困難である場合などは、既設近隣公園の拡大や規模の大きい街区公園で機能補完を図ります。

· 大規模緑地公園

比々多地区に整備中の県立いせはら塔の山緑地公園は、貴重な自然の保全と活用を図り、 自然環境と共生する公園整備を進めるとともに、身近な里山環境として周辺散策路等の拠 点となるようネットワークづくりを図ります。

②既設公園の改良・改善

既設公園の配置や利用状況等を検証し、相互連携による公園機能の充実、機能性・快適性等の確保や、地域特性等に応じた防災機能の充実が図られるよう、計画的な改良・改善を推進します。

③管理方針

公園美化推進団体の育成を推進するとともに、地域住民等を中心とした公園愛護会制度 を導入し、清掃作業などの維持管理等の一部について、市民が主体となった管理運営を目 指します。

ただし、公園施設の安全点検、高木の剪定等、安全対策や危険が伴う事項については、 市が主体となって実施していきます。

(2) 緑地確保の方針

大山を背景とした緑豊かな景観の保全を図り、身近な自然と共生し花と緑で溢れた都市 環境を目指し、施設緑地及び地域制緑地の緑地確保に努めます。

①施設緑地

• 公共施設緑地

行政センター周辺及び市内に点在する公共公益施設及び小中学校等の教育施設にあたっては、多様な緑化施策の検討を図り、重点的な緑化推進に努めます。

主要道路にあたっては、周辺の未利用地や道路余地等を活用し、緑地やポケットパークなどの整備を図り、また路肩での花づくりや法面の緑化など、道路環境に応じた緑化推進を目指します。なお、国・県管理道路等においては、沿道緑化推進等への配慮を求めていきます

市内を流れる河川にあたっては、管理用通路を利用した散策路整備や河川空間と連動した水辺の背景となる花づくり・河川緑地づくりなど、県及び関係機関との調整、協議を図り、水と緑のネットワーク形成を目指します。

• 民間施設緑地

現況の民間商業施設内の緑地や社寺境内地等は、所有者へ現状の維持管理の協力を呼びかけていきます。

広域幹線道路等の新たな交通網の整備及び土地区画整理事業や工業団地等の整備に向け、開発や土地利用、景観等に関する条例整備や緑に関する条例の見直し、地区計画や管理協定等への誘導を図り、公共空地等の公園緑地の確保や地域レクリエーション活動等の利用が可能な施設内の緑地広場の確保など、環境整備に向けた緑化推進の強化を目指します。

②地域制緑地

法によるもの

丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園にあたっては、恒久的な保全に努めます。 保安林や生産緑地地区及び河川、農用地については、それぞれの計画等に基づく関係機 関と協議し、適切な保全に努めます。

緑地保全の新たな制度として、特別緑地保全地区等の指定に向けた検討及び県との調整を図り、良好な樹林地等の保全を促進します。

条例等によるもの

大山・日向自然環境保全地域等の県条例によるものは、県と調整を図り適切な保全に努めます。

保存樹木・保存樹林については、土地所有者の協力を呼びかけ、現状の維持及び新規指 定拡大を図ります。

緑に関する条例の見直し等により、市民緑地等の新たな手法を検討し、良好な樹林地の 保全を図ります。